



2025. 3. 14
No.064

3/11 申16号 業務委託解消の一時中止と健全な労使協議を求める 緊急申し入れを提出！

JR水戸鉄道サービス株式会社に委託された「資材・倉庫関係業務」の委託解消について、2025年4月1日に「資材・倉庫関係業務」の「一部」を勝田車両センターに戻し、翌2026年には「全部」の委託を解消するものです。しかし、今回発覚した委託解消は、労働組合に対する提案はおろか説明すらありません。また、多くの社員がその事実を知らないまま委託解消の準備が進められています。現場の管理者からは「委託の解消ではあるが、要員の変更ではないので提案とはならない」「他の箇所でも委託解消しているが提案していない」として、労働組合に対して提案を行う必要がないとの認識が示されています。

委託解消により、勝田車両センターの業務量は増加しますが、会社は、いわゆる「出面数」に変更がないとしています。であれば、その根拠は具体的に示されなければなりません。そして、過去、労働組合に提案して実施した業務委託の解消が一方的に行われ、労働条件が変更されることは「施策の進め方」の問題であり、労働者の不利益にも直結します。労使協議を軽視し、労使合意なく一方実施することは認めることはできないため、以下の申し入れを行いました。

- 「グループ会社と一体となった業務体制の更なる推進」施策で委託した「資材・倉庫関係業務」の委託解消を一時中止し、提案をはじめとした労使協議を行ったうえで実施すること。

**会社施策の一方実施は認められない！
声をあげ、働きやすい職場をつくろう！**